③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（※）なお、①及び②については、入札書提出期限以降に基準に該当する事実が発生した場合に限り、基準該当者が提出した入札書は、無効とはならないものとする。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項等

⑴　本工事の総合評価は以下のとおり実施する。

１）施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性：15点

②　施工体制確保の確実性：15点

２）技術提案（加算点）

◆工事目的物の性能・機能に関する事項

③　品質確保や向上：36点

◆現場状況に適合した施工上の課題に関する事項

④　施工上配慮すべき事項：24点

◆賃上げの実施に関する評価

⑤　賃上げの実施を表明した企業等：２点

⑥　賃上げ基準に達していない場合等の減点：－３点

◆ＷＬＢ（ワーク・ライフ・バランス）の認定に関する評価

⑦　ＷＬＢ（ワーク・ライフ・バランス）の認定：１点

⑵　入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札を行い、㋐の要件に該当する者のうち、㋑によって得られる標準点、施工体制評価点（０～30点）及び加算点（０～63点）の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は㋒による。）を落札者とする。

㋐　評価対象要件

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

㋑　評価方法

①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　③の評価項目について、施工体制評価点及び加算点を与える。

③　評価項目及び得点配分　評価項目（⑴①～⑦）毎に評価を行い、①及び②における評価点の合計点を施工体制評価点とし、③～⑦における評価点の合計点を加算点とする。

㋒　評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじへと移行する。くじは、電子入札システムの電子くじにて実施する。

⑶　技術提案資料の作成　技術提案資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

⑷　ヒアリングの実施（施工体制の審査）　どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料を求めることがある。（詳細は入札説明書による。）

⑸　その他　技術提案に基づく施工計画の採否については、競争参加資格の確認結果に併せて電子入札システム（紙により申請した場合は、紙）にて通知する。

4　担当部局　〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号（福岡第二合同庁舎）　九州地方整備局総務部契約課契約第一係　電話092―476―3509（直通）（内線2529）

5　入札説明書の交付及び申請書の提出に係る事項

⑴　入札説明書の交付

①　交付期間：別表１①に示す期間。

②　交付場所：上記４に同じ。

③　その他：電子入札システムにより交付する。ただし、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、交付終了日の２日前までに４の担当部局に連絡すること。

⑵　申請書の提出方法

１）申請書に関する資料（配置予定技術者の資格に関する資料（別記様式３）を除く）

①　提出期間：別表１②に示す期間。

②　提出場所：上記４に同じ。

③　提出方法：

㋐　電子入札の場合　電子入札システムにより提出。ただし、容量が10ＭＢを超える場合は、提出場所へ持参、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出すること。

㋑　紙入札方式による場合　提出場所へ持参、又は郵送等により提出すること。

㋒　申請書及び資料等は、提出期限以降の内容変更及び取り下げは認めない。ただし、取り下げについては入札説明書に示す場合を除く。

２）配置予定技術者の資格に関する資料（別記様式３）

①　提出期間：別表１⑤に示す期間。

②　提出場所：上記４に同じ。

③　提出方法：電子メールにより提出。メールの題名は「【工事名】＋技術者資料＋【企業名】」とし、メール送信後、電話による受信確認を必ず行うこと。

提出先メールアドレス：
qsr-shinseikeiyaku@ki.mlit.go.jp

連絡先：４に同じ

⑶　上記２）に掲げる競争参加者に要求される競争参加資格に係る確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとする。

なお、配置予定技術者の競争参加資格については、入札書の提出期限までに提出される「別記様式３」により資格要件を満たす事が確認される事を停止条件として通知する。

※配置予定技術者に関する審査基準日は、競争参加資格確認申請書の提出期限日とする。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

①　提出期間：別表１④に示す期間

②　提出場所：上記４に同じ。

③　提出方法：提出場所へ持参、又は郵送等により提出すること。

⑸　入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、支出負担行為担当官（以下、「当職」という。）の承諾を得た場合は、紙により九州地方整備局契約課に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。電送（ファクシミリ）による提出は認めない。

①　入札書の締切日時

㋐　電子入札対応の場合　別表１⑤に示す期日。

㋑　紙入札方式による場合　上記㋐に同じ。

②　開札の日時及び場所　開札は、別表１⑥に示す日時に以下の場所にて行う。

〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号（福岡第二合同庁舎）　九州地方整備局契約課入札室

⑹　電子入札により送信された入札書（紙入札による参加が認められている場合は、提出された入札書。）については、入札心得第６条各号に該当するものを除き、入札金額の誤記入又は積算ミス等により意図しない金額による入札を行った場合においても有効なものとして取り扱うこととなるので留意すること。

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので留意すること。

6　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行福岡支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　九州地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　九州地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行福岡支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　九州地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　九州地方整備局）をもって契約保証金